

通所リハビリテーションのご案内

<概要>

介護保険利用（要介護、要支援）の方に継続的な心身機能の維持・回復を図るため、短時間の通所リハビリテーション（1時間以上2時間未満）をご提供いたします。

<事業所情報>

事業所名：医療法人 青見会 碧海中央クリニック 通所リハビリテーション

事業所番号：2312901743

通所リハビリテーション（要介護）、介護予防通所リハビリテーション（要支援）

地域区分：刈谷市（3級地）1単位10.83円

TEL：0566（63）5200（総合受付）

0566（63）5204（リハビリテーション科直通）

FAX：0566（63）5210（共通）

<サービス内容>

① 機能訓練の実施 ②日常生活の援助・相談 ③健康管理の確認

<利用設定時間>

	月	火	水	木	金	土
9：20～10：30	○	○	○	○	○	○
11：00～12：10	○	○	○	○	○	○
12：50～14：00	/	/	/	/	/	○
14：30～15：40	○	○	○	/	○	/
16：00～17：10	○	○	○	/	○	/
17：50～19：00	○	○	○	/	○	/

※人員の都合でご利用頂けない場合もございます。

※診療所休診日を除きます。

<利用料>

通常規模リハビリテーション費（1時間以上2時間未満）

① 基本費用

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
369 単位	398 単位	429 単位	458 単位	491 単位

要支援1	要支援2
2268 単位	4228 単位

③減算費用

・送迎がないことによる減算(要介護)…片道につき-47単位（往復-94単位）

・利用開始月より12月を超える期間の減算(要支援)

要支援1…-120単位 要支援2…-240単位

※)要介護の方は1回単位、要支援の方は月単位の費用となります。

※)負担額は保険証により1～3割になります。

<よくある問い合わせ>

Q.介護認定を受けたいが、現在当院の医療リハビリに通っている。

A.介護認定を受けられると、国の決まりで医療のリハビリは150日までという制限がつきます(※1)。

例外はございますが、基本的に150日経過したら介護保険でのリハビリに移行になります。

この150日の計算方法は介護認定を受けた日ではなく、医療のリハビリを行っている病名の開始日からになります。(もちろん移行期間はございます)

(※1 厚生労働省より平成31年3月8日より公布された「要介護保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了にあたって必要な対応について」参照。)

Q.医療リハから(介護の)通所リハになったらどこが変わるの？(当院での移行の場合)

A.

リハビリ内容	医療保険で行っておりました個別20分+物療(個人によりメニューは異なります)の内容に変わりはありません。内容変更についてのご相談はいつでも承っております。
会計方法	医療保険から介護保険のご利用に変わります。 医療リハはご来院頂いたごとの会計になりますが、通所リハは月払いになります。
負担額	通所リハに移行される事により、月々のご負担が増える場合がございます。 特に要支援になりますと定額になりますので、1回のご来院でも4回のご来院でも同じ負担額になります。
医療の制限	通所リハの実施時間内は医療保険での受診はできかねます(医療と介護の重複不可)。 もし同日にお薬や診察をご希望の場合、通所リハの時間外に診察して頂いております。
時間枠の固定	医療リハでは来院ごとにご予約を承っておりましたが、通所リハは時間枠が固定になります。また通所リハの時間は70分ございますので、メニューによっては滞在時間が増えます事をご了承ください。

<お願い>当院は医療機関を兼ねた通所リハビリ施設のため、医療保険から介護保険に変わる事による会計方法の違い・医療の制限・時間枠の固定などの変更点を患者様にご了承頂いております。

また介護認定取得に伴う、ご自宅での介護等を含めました総合的なメリット・デメリットのご案内は当院ではできかねるため、上記一覧は当院受診時に絞った要点となっております。

どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

<その他の問い合わせ>

0566(63)5204(リハビリテーション科直通)までお気軽にお問い合わせください。